

令和6年2月定例教育委員会資料

令和6年2月26日（月曜日）

奄美市教育委員会

令和6年2月定例教育委員会

1 日 時 令和6年2月26日（月曜日） 午前10時～

2 場 所 本庁舎6階中会議室

3 開 会 教育長あいさつ

4 議 事

(1) 「1月定例教育委員会議事録の承認」について

(2) 委員，教育長等の業務報告について

(3) 議案第5号 奄美市ふるさと創生人材育成基金条例施行規則の一部を改正する規則の
制定について

(4) 議案第6号 奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

5 その他

議案第 5 号

奄美市ふるさと創生人材育成基金条例施行規則の一部を改正する規則の
制定について

奄美市ふるさと創生人材育成基金条例施行規則の一部を改正する規則を次の
ように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18
年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

奄美市教育委員会教育長 村 田 達 治

奄美市ふるさと創生人材育成基金条例施行規則の一部を改正する規則

奄美市ふるさと創生人材育成基金条例施行規則（平成18年奄美市規則第45
号）の一部を次のように改正する。

第9条中「移動届」を「異動届」に改める。

第13条第2号から第4号までの規定中「7年」を「10年」に改める。

第19条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は特にやむを得ない事由があると認めると
きは、延滞利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

第21条第1項中「心身に著しい」を「重度」に改め、「、又はその他の特別
な理由があると認めるとき」を削り、同条第2項中「各人の家庭状況書及び資
産・無資産証明書、所得・課税証明書及び納税証明書を添え、速やかに奨学生
資金返還免除願を市長に提出しなければならない。」を「奨学資金返還免除願

に、次に掲げる書類を添えて、償還不能の事由が発生した日から1年以内に市長に提出しなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 死亡又は重度障害を証明する書類

(2) 連帯保証人の家庭状況書、所得・課税証明書及び資産・無資産証明書

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条の規定は、施行日以後に返還が始まる奨学資金の返還について適用し、施行日前に返還が始まる奨学資金の返還については、なお従前の例による。

議案第6号

奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和6年2月26日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

奄美市教職員住宅管理規則（平成18年奄美市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び敷金」を削る。

第3条中「（別記第1号様式）」を削る。

第5条中「（別記第2号様式）」を削る。

第6条中「次に掲げる手続をしなければならない。」を「誓約書を教育委員会に提出しなければならない。」に改め、同条各号を削る。

第9条第3項中「立ち退いた」を「退去した」に改める。

第10条第2項中「（別記第4号様式）」を削る。

第11条第1項第4号を次のように改める。

（4） 畳の表替等に要する費用

第11条第2項中「より」の次に「障子及びふすまの張替え又は」を、「は

り」の次に「，ガラス」を加える。

第12条第2項中「（別記第5号様式）」を削る。

第15条中「（別記第6号様式）」及び「（別記第7号様式）」を削る。

第16条の見出しを「（退去の手続）」に改め，同条中「立ち退こうと」を「退去」に，「教職員住宅立ち退き届（別記第8号様式）」を「教職員住宅退去届」に改める。

第18条中「立ち退き」を「退去し」に改める。

第19条を削る。

第20条第3項中「（別記第9号様式）」を削り，同条を第19条とする。

第21条中「すべて」を「全て」に改め，同条を第20条とし，同条の次に次の1条を加える。

（様式）

第21条 この規則の施行に必要な様式等は，別に定める。

別記第1号様式から別記第9号様式までを削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。